

ひとり親家庭の養育費・親子交流相談

離婚や別居に伴う子どものための養育費のこと、離れて暮らす親との親子交流について、専門相談員が相談に応じます。



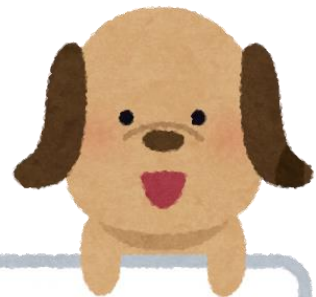
相談日 毎月第3木曜日
ただし、第3木曜日が祝日の場合は第2木曜日
時間 13時～16時（1回60分・1日3組まで）
相談員 元家庭裁判所調査官・家庭問題専門相談員等
申し込み 子育て給付課 予約：06-6384-1471
（平日9時～17時30分）



令和6年度 相談日（予定）（令和6年4月～令和7年3月）

相談日		時間	場所
4月18日	10月17日	13時から16時 1組60分	(受付場所) 子育て給付課 218番窓口 (相談場所) 市民総務室相談室
5月16日	11月21日		
6月20日	12月19日		
7月18日	1月16日		
8月15日	2月20日		
9月19日	3月13日		

こんな悩みをお持ちの方はご相談ください



養育費の相場はいくらくらい？
養育費をもらうために、どう手続きを進めればいいのか？
養育費を取り決めてないけど、今からでも請求できる？
親子交流（面会交流）ってしないといけない？